

## 議会運営委員会の概要

### 1 議員の辞職許可について

- ・初めに、坂本議長から、野川元議員の政務活動費の不正受給事案に関する県民等へのお詫びの発言があった。続いて、野川氏から11月6日付けで辞職願が提出され、これを許可した旨の報告とともに、再発防止及び信頼回復に向けた対応を検討するよう指示があった。
- ・島津委員長から、政治倫理の向上に取り組むことを目的とした組織を立ち上げるとともに、政務活動費のあり方について政務活動費等検討委員会で検討していくことについて諮られ、了承された。

### 2 会派異動届について

- ・議事調査課長から、資料「会派異動届」のとおり、自由民主党から所属議員数を変更する届の提出があった旨の説明があり、了承された。

### 3 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会の設置について

- ・島津委員長から、政治倫理の向上に取り組むことを目的とした「山形県議会政治倫理向上対策検討委員会」について、要綱（案）のとおり次の本会議で発議することについて諮られ、了承された。続けて、第1回委員会を11月29日に開催したい旨の発言があった。
- ・また、島津委員長から、本事案に係る協議の中で刑事告発すべきという声もあったが議会としては法律上できないことから、議会として野川元県議に十分な説明を行うよう求めていく旨の発言があった。

### 4 山形県議会政務活動費等検討委員会の開催について

- ・事務局次長から、政務活動費のあり方を検討するため、11月29日に政務活動費等検討委員会が開催される旨の報告があった。

### 5 11月臨時会の招集及び告示予定案件の概要について

- ・総務部長から以下のとおり説明があり了承された。

10月7日（木）に人事委員会から、一般職の給与改定について、月例給を据え置くとともに、期末手当の支給月数を0.1月引き下げることを勧告があり、一般職の取扱いについては、厳しい民間の情勢等にかんがみ、人事委員会勧告どおり実施することとし、また、議員及び知事等特別職の給与改定については、期末手当について、一般職の0.1月引下げを踏まえ、一般職の改定状況に応じた按分により、支給月数を0.05月引き下げることにした。

これらを実施するため、12月期の期末手当の支給に関する基準日である12月1

日前までに関係条例を改正する必要があることから、11月29日（月）に臨時会を招集したい。

臨時会に提出予定の案件は、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び「山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について」の条例案件2件である。

## 6 11月臨時会の会期と日程（案）について

- ・議事調査課長から、資料「令和3年山形県議会11月臨時会日程（案）」について説明があり、了承された。

## 7 11月臨時会における関係常任委員会の出席要求について

- ・議事調査課長から、資料「令和3年11月臨時会常任委員会出席要求対象一覧（案）」について説明があり、了承された。

## 8 その他

### 【発言概要、質疑等】

（木村委員） 去る10月8日に引退を表明した本県出身で福岡ソフトバンクホークスに所属していた長谷川勇也選手に対し、県として顕彰すべきと考えるがどうか。

⇒（総務部長）持ち帰って検討したい。

## 9 次回議運開催日時

11月29日（月）午前10時

# 議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和3年11月22日（月）

午 前 10 時

- 1 議員の辞職許可について
- 2 会派異動届について
- 3 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会の設置について
- 4 山形県議会政務活動費等検討委員会の開催について
- 5 11月臨時会の招集及び告示予定案件の概要について
- 6 11月臨時会の会期と日程（案）について
- 7 11月臨時会における関係常任委員会の出席要求について
- 8 その他
- 9 次回議運開催日時  
11月29日（月） 午前10時

令和 3 年 11 月 8 日

山形県議会議長 殿

会 派 名 自由民主党

代表者氏名 森谷仙一郎



## 会 派 異 動 届

下記のとおり会派に異動があったので届けます。

### 記

1、所属議員数 25 名から 24 名に変更する。

2、所属議員氏名 別紙のとおり。

(別紙) 所属議員氏名

遠藤 寛明	相田 光照
遠藤 和典	梶原 宗明
五十嵐智洋	柴田 正人
渋間佳寿美	矢吹 栄修
小松 伸也	島津 良平
加賀 正和	森谷仙一郎
鈴木 孝	煤津 博士
奥山 誠治	小野 幸作
金澤 忠一	伊藤 重成
船山 現人	田澤 伸一
森田 廣	坂本貴美雄
星川 純一	志田 英紀

# 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会設置要綱(案)

## (目 的)

第1条 議員の政治倫理の向上を図り県民の信頼を回復するため、本県議会内に山形県議会政治倫理向上対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 山形県議会議員政治倫理要綱第9に定める研修等に関する事。
- (2) その他、県議会議員の政治倫理の向上等の取組みに関する事。

## (構 成)

第3条 委員会は、議長が指名する議員7人をもって構成する。

2 委員の任期は、委員会が検討を終了するまでとする。

## (会 議)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会において互選する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

## (報 告)

第5条 委員長は、検討結果を議長に報告するものとする。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議して決定する。

## 附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別紙

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会所属委員一覧（案）

※議席順による

所属委員名			
吉村和武	高橋啓介	森谷仙一郎	小野幸作
金澤忠一	船山現人	田澤伸一	

## 山形県議会政務活動費等検討委員会の開催（案）

1 日 時：令和3年11月29日（月）

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会 終了後

2 場 所：議会運営委員会室

3 協議内容

- ・副委員長互選
- ・元議員の政務活動費の不正受給について
- ・その他

# 令和3年11月22日議会運営委員会資料

## 令和3年11月臨時会告示予定案件

- 1 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 2 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定に  
ついて

令和三年山形県議会十一月臨時会日程（案）

一日

十一月二十九日		月	日		
月		曜			
開会、議案上程、知事説明 総務常任委員会付託 （休憩） 総務常任委員長報告、採決 閉会		本 会 議			
本会議休憩中	午前十時	時	刻	委 員 会 等	
総務	議運	内	容		
第一委員会室	議運委員会室	会	場		

令和3年11月臨時会  
常任委員会出席要求対象一覧（案）

委員会名	関係部局	出席要求職名
総務	総務部  みらい企画創造部  人事委員会事務局	総務部長 総務部次長 人事課長 総務厚生課長 財政課長 市町村課長 統計企画課長 政策統計主幹 事務局長 職員課長